

内閣府令第六十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十六条及び第三十六条の二第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍）」を削る。

第二十一条第一号イ中「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を「住民票記載事項証明書」に、「

第五号に掲げる事項」を「本籍地都道府県名」に改め、同号中口を削り、八を口とし、同号中二を削り、同号水中「から二まで」を「及び口」に、「本籍及び生年月日」を「生年月日及び本籍地都道府県名」に改め、同号中亦を八とする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。